

宮崎県森林審議会長期計画部会（第１回）

日時：令和７年６月３日（火）

午前１０時から正午まで

場所：県庁防災庁舎７階 防７３号

次 第

１ 開 会

２ 環境森林部長あいさつ

３ 部会長あいさつ

４ 議 事

- （１）森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化について
- （２）本県の森林・林業・木材産業の現状と課題について
- （３）第八次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）骨子（案）について
- （４）施策体系（案）について

５ 閉 会

宮 崎 県 森 林 審 議 会 委 員

(令和6年3月1日～令和8年2月28日)

氏 名	所 属 等	部会	備 考
緒方 由紀子 お がた ゆ き こ	宮崎県環境保全アドバイザー		
尾前 慶子 お まえ けいこ	耳川広域森林組合椎葉支所		
川口 さおり かわぐち	建築士	森林保全	
黒田 真峰 くろだ ま ほ	ヤマサンツリーファーム	長期計画	
児玉 寛太郎 こ だま かんた ろう	公募委員	長期計画	
佐藤 貢 さ とう みつぐ	宮崎県町村会会長	長期計画	
清水 収 し みず おさむ	宮崎大学農学部教授	森林保全	部会長
外山 正志 と やま まさし	宮崎県木材協同組合連合会会長	長期計画	
長友 幹雄 ながとも みきお	宮崎県森林組合連合会代表理事会長	森林保全 長期計画	
藤掛 一郎 ふじかけ いちろう	宮崎大学農学部教授	森林保全 長期計画	会長
星原 透 ほしはら とおる	公益社団法人宮崎県森林林業協会会長		
前田 隆雄 まえだ たかお	宮崎県造林素材生産事業協同組合理事長	長期計画	
光田 靖 みつだ やすし	宮崎大学農学部教授	長期計画	部会長
山口 輝文 やまぐち てるふみ	宮崎森林管理署長	森林保全	
横山 純子 よこやま じゅんこ	NPO 法人子どもの森 理事		

※五十音順

森 林 保 全 部 会

氏 名	所 属 等	備 考
かわぐち 川口 さおり	建築士	
しみず おさむ 清水 収	宮崎大学農学部教授	部会長
ながとも みきお 長友 幹雄	宮崎県森林組合連合会代表理事会長	
ふじかけ いちろう 藤掛 一郎	宮崎大学農学部教授	
やまぐち てるふみ 山口 輝文	宮崎森林管理署長	

※五十音順

長 期 計 画 部 会

氏 名	所 属 等	備 考
くろだ まほ 黒田 真峰	ヤマサンツリーファーム	
こだま かんた ろう 児玉 寛太郎	公募委員	
さとう みつぐ 佐藤 貢	宮崎県町村会会長	
とやま まさし 外山 正志	宮崎県木材協同組合連合会会長	
ながとも みきお 長友 幹雄	宮崎県森林組合連合会代表理事会長	
ふじかけ いちろう 藤掛 一郎	宮崎大学農学部教授	
まえだ たかお 前田 隆雄	宮崎県造林素材生産事業協同組合理事長	
みつだ やすし 光田 靖	宮崎大学農学部教授	部会長

※五十音順

宮崎県森林審議会運営規則をここに公布する。

(趣旨)

第1条 この規則は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）に定めるもののほか、宮崎県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に、法第5条第5項の規定による地域森林計画の変更、法第10条の2の規定による開発行為の許可及び法第26条の2第1項又は第2項の規定による保安林の指定の解除並びに森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準、同法第7条の5第1項の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、同法第7条の6第1項の樹種転換促進指針並びに同法第7条の9第1項の地区防除指針について意見を聴くための森林保全部会並びに県の森林及び林業行政に関する長期計画について意見を聴くための長期計画部会（以下これらを「部会」という。）を置くことができる。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

5 部会長は、部会の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

6 前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

7 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境森林部環境森林課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年12月9日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月19日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年10月13日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月16日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月28日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第33号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月27日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



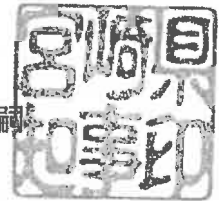
24910-1416

令和6年12月16日

宮崎県森林審議会

会長 藤掛 一郎 様

宮崎県知事 河野 俊嗣



第八次宮崎県森林・林業長期計画の改定について（諮問）

県では、物価高騰やグリーン成長プロジェクトなど森林・林業・木材産業を取り巻く情勢の変化に対応するため、第八次宮崎県森林・林業長期計画を改定することにしました。

つきましては、本県林政の基本方針となる当計画の改定について、審議くださるよう諮問します。

（文書取扱 環境森林課）

第八次宮崎県森林・林業長期計画の改定について

環境森林課

1 改定の趣旨

現計画は、令和3年度を初年度とする10カ年計画であるが、情勢の変化に対応するため、中間年度である令和7年度に見直す。

2 改定の方針

(1) 計画の名称

「第八次宮崎県森林・林業長期計画（改定計画）」

(2) 計画の役割

県の総合計画の分野別施策を具体化する部門別計画として位置付けられており本県林政の基本方針となるもの。

(3) 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

(4) 計画の構成

林業をとりまく情勢の変化やグリーン成長プロジェクト等を踏まえて現計画を見直す。なお、「基本目標」と「施策の基本方向」については、県総合計画の分野別施策の体系に沿って現計画の項目を引き継ぐ。

基本目標 「持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立」

第1章 計画策定にあたって

第2章 森林・林業・木材産業を取り巻く諸情勢

第3章 計画の目標と施策の基本方向

第4章 基本計画

第5章 重点プロジェクト

第6章 地域計画

第7章 計画の実現に向けて

(5) 主な改定内容

- ・「長期的に目指す森林の姿」を記載
- ・「グリーン成長プロジェクト」の取組の継続性を確保
- ・林業を取り巻く情勢の変化を踏まえた見直し

3 今後のスケジュール

令和7年6月 森林審議会 第1回長期計画部会（計画骨子）

8月 森林審議会 第2回長期計画部会（計画素案）

9月 パブリックコメントの実施

11月 森林審議会 第3回長期計画部会（計画案）

12月 森林審議会（計画審議）

令和8年2月 答申

第八次宮崎県森林・林業長期計画改定スケジュール

年度	月	策定手順	森林審議会	県議会	その他
7	9	策定の準備			
	10				
	11				
	12		審議会 諮問12/16 ・計画の策定について		
	1				
	2				
	3	計画骨子案の作成			
	4			4月議会(閉会中) ・計画の改定について(報告)	
	5	計画素案の作成	6/3 長計部会 (計画骨子案の審議)		
	6			6月議会 ・計画骨子案の報告	県民との意見交換 (地区山会議)
	7				関係団体との意見交換 (本部山会議)
	8	計画案の作成	8/25 長計部会 (計画素案の審議)		
	9			9月議会 ・計画素案の報告	パブリックコメント
	10				
	11		11/12 長計部会 (計画案の審議)		
	12		12/15 審議会 (計画案の審議)		
8	1				
	2	答 申 議案提出		2月議会 ・最終計画案の上程、議決	
	3	計画策定 印 刷			